

<p>名 称</p>	<p>南山東部地区地区計画</p>
<p>位 置 ※</p>	<p>稲城市大字矢野口字根方、字西山、字谷戸、字坂上、字牛喰、字大久保、字上網及び字奥畑、大字東長沼字五号、字七号、字八号、字九号、字十号及び字十八号並びに大字百村字十四号、字十五号及び字十七号各地内</p>
<p>面 積 ※</p>	<p>約 94.3ha</p>
<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、稲城市の南東部、多摩丘陵の東端に位置し、京王相模原線京王よみうりランド駅と稲城駅に近接した地区である。本地区は、既存の樹林地や農地などの地域資源を活かした良好な住環境の形成を図る地区に位置付けられており、土地区画整理事業による主要幹線道路や地区公園などの公共施設整備や崖地危険箇所の解消等により、防災性、安全性の向上を図るとともに、良好な居住環境の形成と緑豊かなうまいのあるまちづくりを目指している。また、多摩都市計画道路3・4・16号稲城南多摩線と3・4・12号読売ランド線との交通結節点においては、土地の合理的かつ健全な高度利用により、賑わいのある拠点機能の集積を図ることを目指している。</p> <p>本計画では、土地区画整理事業の事業効果を維持増進させていくとともに、自然環境の保全と緑豊かな居住環境を創出し、また、京王よみうりランド駅南側市街地と連携しつつ、賑わいと活力に満ちた沿道市街地を形成することで、景観形成や環境共生に配慮した快適で魅力ある都市環境の形成を図ることを目標とする。</p>
<p>区域の整備・開発及び保全に関する方針</p>	<p>土地利用の方針</p> <p>戸建住宅用地、集合住宅用地及び公共・公益施設用地等の計画的な配置と良好な景観形成を創出するため、本地区を21地区に区分し、それぞれの方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 低層住宅地区A 稲城駅及び京王よみうりランド駅や幹線道路に近接する利便性の高い地域であり、多様な居住形態の住宅とともに、営農環境にも配慮した低層住宅地区を形成する。 (2) 低層住宅地区B 丘陵の恵まれた自然環境と調和した戸建住宅中心の低層住宅地区を形成する。 (3) 低層住宅地区C 京王よみうりランド駅近傍の地区として、現状の住環境に配慮しつつ多様な居住形態の低層住宅地区を形成する。 (4) 低層環境保全地区 稲城駅周辺地区に連担し利便性の高い地区であり、低層住宅の住環境を保全しつつ、店舗・飲食店等の立地を許容した地区を形成する。 (5) 農地保全地区A 良好なまとまりのある農地を積極的に保全するとともに、農業施設等の立地を許容した地区を形成する。 (6) 農地保全地区B 良好なまとまりのある農地を積極的に保全する地区を形成する。 (7) 中高層住宅地区A 駅至近の利便性を活かした集合住宅用地として、周辺住環境に配慮した中高層住宅地区を形成する。 (8) 中高層住宅地区B 沿道地区と集合住宅用地の間に位置する地区として、中層住宅や利便施設の立地を許容する地区を形成する。 (9) 中高層住宅地区C 複合施設地区や沿道地区Fに隣接する利便性の高い地区として、近隣の生活利便に寄与することも可能な地区を形成する。

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	<p>(10) 景観緑化地区A 地区北側の既存市街地からの視認性が高く、緑の景観を創出する重要な地区であり、公園・緑地と墓地による緑の保全・整備とともに、低層住宅地の積極的な緑化を推進し緑豊かな景観を形成する。</p> <p>(11) 景観緑化地区B 丘陵の恵まれた自然環境を活かしつつ、隣接するゴルフ場と合わせ一体的な緑地景観を形成する。</p> <p>(12) 沿道地区A 幹線道路沿道の立地特性を活かすとともに、後背の住宅地等の良好な環境を保護する地区として、近隣住宅の利便施設及び中高層住宅地区を形成する。</p> <p>(13) 沿道地区B 南山丘陵地域の生活拠点として、日常生活の利便に必要な商業施設地区を形成する。</p> <p>(14) 沿道地区C 多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線沿道の立地特性を活かすとともに、後背の低層住宅地を保護する地区として、近隣住宅の利便施設及び景観緑化地区の視認性に配慮した中層住宅地区を形成する。</p> <p>(15) 沿道地区D 稲城駅南地区に連担し、多摩都市計画道路3・4・16号稲城南多摩線沿道の立地特性を活かし、近隣住宅の利便施設及び中高層住宅地区を形成する。</p> <p>(16) 沿道地区E 沿道地区A及び沿道地区Bを環状に結び、人の回遊性を創出するための店舗や賑わい施設の立地も可能な地区を形成する。</p> <p>(17) 沿道地区F 多摩都市計画道路3・4・16号稲城南多摩線と3・4・12号読売ランド線との交通結節点であり、複合施設地区と広域的レジャー施設をつなぐ、賑わいと活力に満ちた沿道市街地を形成する。</p> <p>(18) 複合施設地区 広域的レクリエーション交流拠点の新たな核にふさわしい土地利用を図る地区として、スポーツ施設、商業・業務施設等の複合施設が集積する地区を形成する。</p> <p>(19) 公共公益関連地区A 都市計画公園や緑地における貴重な樹林地の保全・整備により、周辺地区と一体的に緑地ゾーンを形成する。</p> <p>(20) 公共公益関連地区B 小学校や市民生活の向上に寄与する公共公益施設等の整備を図るとともに、周辺地区と一体となる緑地ゾーンを形成する。</p> <p>(21) 公共公益関連地区C 学校給食調理場を設置する。</p>
	地 区 施 設 の 方 針	<p>土地区画整理事業により計画的に整備された道路、公園、緑地の機能が損なわれないよう維持保全を図る。</p> <p>また、生活幹線道路等に面する部分には、連続した緑地（以下「環境緑地」という。）を配置し、公園や緑地とつながる緑のネットワークを形成する。</p> <p>環境緑地は、敷地の接道長の1/2以上を緑化するものとし、道路の見通しや敷地の開放性を妨げない範囲で良好な景観となるよう植栽を行う。</p> <p>ただし、敷地の接道長が9m未満で車両の出入り口が確保できない場合等やむを得ない理由があるときは、接道部に可能な限り緑化を行ったうえで接道長の1/2に満たない緑化を敷地内に行うことでこれに代えることができるものとする。</p>

	建築物等の方針	周辺環境に調和した緑豊かでゆとりのある低・中高層住宅地の維持保全と生活利便性の増進を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」、「建築物の緑化率の最低限度」を定める。				
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	(1) 自然と調和した魅力あるまちなみ景観を創出するため、主要な道路については無電柱化を推進する。 (2) 道路の歩行空間を利用した緑のネットワークを形成するため都市計画道路及び主要道路沿いに環境緑地を配置する。 (3) 民有緑地等の樹林地の保全、再生を図るとともに敷地内及び建築物の壁面や屋上等の緑化を図り、緑豊かな市街地環境の維持保全と環境負荷の軽減を推進する。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		道路	区画道路 1 号 ※	16.0m	約 180m	新設
			区画道路 5 号 ※	9.0m	約 220m	新設
			区画道路 7 号 ※	9.0m	約 260m	新設
			区画道路 8 号	6.0m	約 160m	新設
			歩行者専用道路 1 号	6.0m	約 30m	新設
		公園	名称	面積		備考
			公園 1 号	約 220 m ²		新設
			公園 2 号	約 220 m ²		新設
		その他の公共空地	名称	幅員	総延長	備考
			環境緑地 1 号	0.4m以上	約 2,740m	新設 建築敷地に含む。
			環境緑地 2 号	1.0m以上	約 2,320m	新設 建築敷地に含む。
			環境緑地 3 号	2.0m以上	約 1,510m	新設 建築敷地に含む。

地区の区分	名称	低層住宅地区			低層環境 保全地区	農地保全地区		中高層住宅地区			景観緑化地区	
		A	B	C		A	B	A	B	C	A	B
		面積	約 15.7ha	約 12.4ha	約 2.1ha	約 0.7ha	約 0.7ha	約 0.9ha	約 2.0ha	約 1.3ha	約 3.6ha	約 8.6ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	—	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)寄宿舎 (3)住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (4)公民館又は地区集会所 (5)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7)前各号に掲げる建築物に附属するもの	—	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。							—
					(1)建築基準法の別表第二(ろ)項に掲げる建築物(都市計画道路に接する敷地を除く。)	(1)生産緑地法第8条第2項各号に掲げる建築物 (2)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物	(1)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物	(1)共同住宅 (2)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (3)保育所 (4)前各号に掲げる建築物に附属するもの	(1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (4)幼稚園、図書館その他これらに類するもの (5)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6)病院又は診療所 (7)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (9)前各号に掲げる建築物に附属するもの	(1)住宅で美容店、クリーニング店その他これらに類する用途を兼ねるもので、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (2)住宅で美容店、クリーニング店その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6)病院又は診療所 (7)公民館又は地区集会所 (8)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9)前各号に掲げる建築物に附属するもの		

地区整備計画

地区の区分	名称	低層住宅地区			低層環境 保全地区	農地保全地区		中高層住宅地区			景観緑化地区	
		A	B	C		A	B	A	B	C	A	B
建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の10		—	10分の10	10分の20	—	10分の20			10分の10	
	公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度は、計画図3に示す数値とする。		—	公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度は、計画図3に示す数値とする。							
	土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。ただし、低層環境保全地区については、容積率の最高限度を10分の10とする。											
建築物の建蔽率の最高限度	—			10分の5	—							
建築物の敷地面積の最低限度	120㎡		140㎡	120㎡		500㎡		120㎡		140㎡		
	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一敷地として使用するもの</p> <p>(2) 地区計画の決定（低層住宅地区Cは3回目変更）の告示日において、現に建築物の敷地として利用されている建築物の敷地面積の最低限度未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する建築物の敷地面積の最低限度未満の土地について、その全部を一敷地として使用するもの</p> <p>(3) 土地収用法第3条各号に掲げるものに関する事業もしくは都市計画法の規定により土地を収用し、もしくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として利用されている建築物の敷地面積の最低限度未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する建築物の敷地面積の最低限度未満の土地について、その全部を一敷地として使用するもの</p> <p>(4) 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの</p>											

地区整備計画
建築物等に関する事項

地区の区分	名称	低層住宅地区			低層環境 保全地区	農地保全地区		中高層住宅地区			景観緑化地区	
		A	B	C		A	B	A	B	C	A	B
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。										
		道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.5m以上	道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.7m以上	道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.5m以上			道路境界線から5m以上、隣地境界線から1m以上	道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.5m以上	道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.7m以上			
		ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。 (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう）が5m未満の敷地の部分に係る建築物又は建築物の部分であること。										
建築物等の高さの最高限度	—	9mかつ地階を除く階数は2以下とする。	—	10m	9mかつ地階を除く階数は2以下とする。	45m	12m	20m	9mかつ地階を除く階数は2以下とする。	—		
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	(1) 屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色を避け、落ち着いた色のある色調とする。なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。 (2) 屋外広告物等は、周辺の景観と調和するよう色彩、形態及び設置場所に留意するものとし、自家用に限る。ただし、公共の用に供するものを除く。 (3) 表示又は掲出することができる屋外広告物は、次に掲げるものとする。 ①光源は点滅しないものとする。 ②腐朽・腐食・破損しやすい材料を使用しないものとする。 ③表示面積の合計は公共の用に供するものを除いて20㎡以下とする。 ④独立看板の上端までの高さは、7m以下とする。 ⑤屋上に設置してはならないものとする。 (4) 工作物等は、周辺からの景観に配慮したものとする。											

地区の区分	名称	低層住宅地区			低層環境 保全地区	農地保全地区		中高層住宅地区			景観緑化地区	
		A	B	C		A	B	A	B	C	A	B
建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	(1) 道路及び公園緑地に面する部分にあつては、生垣又は透視可能なさくとする。ただし、その基礎で地盤面からの高さが60cm以下のもの及び門柱にあつては、この限りでない。 (2) イブキ類の樹木は、使用してはならない。										
	建築物の緑化率の最低限度	10分の1	10分の1.5	10分の0.5	10分の1	—	10分の2	10分の1	10分の1.5			
	ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の敷地については、この限りでない。											
現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項		計画図2に示す民有緑地については、緑地として維持保全する区域とする。 ただし、当該地域の緑地機能の維持管理に必要な施設及び保全のための工作物等の設置はこの限りでない。										

地区の区分	名称	沿道地区						複合施設 地区	公共公益関連地区		
		A	B	C	D	E	F		A	B	C
		面積	約 3.8ha	約 1.0ha	約 4.9ha	約 0.6ha	約 1.6ha	約 4.7ha	約 5.1ha	約 15.3ha	約 4.5ha
地区整備計画	建築物等に関する事項 建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		(1) 公衆浴場 (2) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) 事務所その他これに類するもの (3) 病院又は診療所 (4) 専修学校その他これに類するもの (5) 保育所 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	(1) 公衆浴場 (2) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	(1) ホテル又は旅館 (2) 公衆浴場 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) ゲームセンター (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (8) 工場 (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎 (3) 住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 診療所 (6) 公民館又は地区集会所 (7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (2) 自動車教習所 (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (4) 多摩都市計画道路 3・4・12号 読売ランド線に接する敷地における建築物で、当該道路に面する1階部分を居住の用に供するもの（エントランス、階段、機械室、管理人室その他これらに類するものを除く。）	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (2) 自動車教習所 (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	-	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) ホテル又は旅館 (5) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 自動車教習所 (8) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (9) 工場 (10) 畜舎 (11) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	(1) 学校給食調理場

地区の区分	名称	沿道地区						複合施設地区	公共公益関連地区		
		A	B	C	D	E	F		A	B	C
建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	10分の20			10分の15		10分の20		-	10分の20	
	公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度	公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度は、計画図3に示す数値とする。									
土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。											
建築物の建蔽率の最高限度		-									
建築物の敷地面積の最低限度		140㎡	500㎡	120㎡	140㎡	120㎡	140㎡	500㎡	-	500㎡	
		<p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一敷地として使用するもの</p> <p>(2) 地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として利用されている建築物の敷地面積の最低限度未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する建築物の敷地面積の最低限度未満の土地について、その全部を一敷地として使用するもの</p> <p>(3) 土地収用法第3条各号に掲げるものに関する事業もしくは都市計画法の規定により土地を収用し、もしくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として利用されている建築物の敷地面積の最低限度未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する建築物の敷地面積の最低限度未満の土地について、その全部を一敷地として使用するもの</p> <p>(4) 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの</p>									
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。									
		多摩都市計画道路3・4・16号稲城南多摩線の境界線から2m以上、その他の道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.7m以上	道路境界線から3m以上、隣地境界線から1m以上	道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.5m以上	多摩都市計画道路3・4・12号読売ランド線の境界線から2m以上、その他の道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.7m以上	道路境界線から2m以上、隣地境界線から1m以上	道路境界線から5m以上、隣地境界線から1m以上	道路境界線から3m以上、隣地境界線から1m以上			

地区整備計画
建築物等に関する事項

地区の区分	名称	沿道地区						複合施設地区	公共公益関連地区		
		A	B	C	D	E	F		A	B	C
壁面の位置の制限		<p>ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>(3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>(4) 敷地の奥行き（多摩都市計画道路7・4・5号東長沼矢野口線に垂直な線が敷地境界線と交わる2点間の水平距離をいう。）が5m未満の敷地の部分に係る建築物又は建築物の部分であること。</p>									
建築物等の高さの最高限度		20m	15m	20m	12mかつ地階を除く階数は3以下とする。	20m	—	20m			
地区整備計画	建築物等に関する事項 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(1) 屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物等は、周辺の景観と調和するよう色彩、形態及び設置場所に留意するものとし、自家用に限る。ただし、公共の用に供するものを除く。</p> <p>(3) 表示又は掲出することができる屋外広告物は、次に掲げるものとする。</p> <p>①光源は点滅しないものとする。</p> <p>②腐朽・腐食・破損しやすい材料を使用しないものとする。</p> <p>③表示面積の合計は公共の用に供するものを除いて20㎡以下とする。ただし、沿道地区Bについては、表示面積の合計を公共の用に供するものを除いて50㎡以下とする。</p> <p>④独立看板の上端までの高さは、7m以下とする。</p> <p>⑤屋上に設置してはならないものとする。</p> <p>(4) 工作物等は、周辺からの景観に配慮したものとする。</p>				<p>屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。</p>		<p>(1) 屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物等は、周辺の景観と調和するよう色彩、形態及び設置場所に留意するものとし、自家用に限る。ただし、公共の用に供するものを除く。</p> <p>(3) 表示又は掲出することができる屋外広告物は、次に掲げるものとする。</p> <p>①光源は点滅しないものとする。</p> <p>②腐朽・腐食・破損しやすい材料を使用しないものとする。</p> <p>③表示面積の合計は公共の用に供するものを除いて20㎡以下とする。</p> <p>④独立看板の上端までの高さは、7m以下とする。</p> <p>⑤屋上に設置してはならないものとする。</p> <p>(4) 工作物等は、周辺からの景観に配慮したものとする。</p>			

地区 整備 計画	建築物等に関する事項	地区の 区分	名 称	沿道地区						複合施設 地 区	公共公益関連地区		
				A	B	C	D	E	F		A	B	C
		垣又はさくの 構造の制限	(1) 道路及び公園緑地に面する部分にあっては、生垣又は透視可能なさくとする。ただし、その基礎で地盤面からの高さが60cm以下のもの及び門柱にあっては、この限りでない。 (2) イブキ類の樹木は、使用してはならない。										
建築物の緑化率の 最低限度	10分の1	10分の 1.5	10分の1						—				
ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の敷地については、この限りでない。													

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度は、計画図表示のとおり」

※印は知事協議事項

〔理由〕土地区画整理事業の進捗に合わせ、計画的な土地利用を進めるとともに、賑わいのある空間の創出及び緑豊かで良好な居住環境の維持・保全を図るため地区計画を変更する。